

# (相馬税務署からのお知らせ)

 国税庁

事業者の  
みなさまへ

令和5年10月1日から  
消費税の仕入税額控除の方式として  
「**適格請求書等保存方式**」  
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

**インボイスを交付する事業者となるには  
事前に登録申請が必要です!**

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと  
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

## インボイス制度について

### 専用ダイヤル

【フリーダイヤル】 0120-205-553

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の  
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

